

【後見人の辞任・追加選任、監督人選任】

Q 1 4 後見人を辞任したいです。どうすればよいですか。

1 辞任するには

後見人が自由に辞任できると、未成年者の利益を著しく害するおそれがあるので、後見人を辞任するには正当な事由が必要とされます。

正当な事由とは、例えば、未成年者または後見人が遠隔地へ転居したり、後見人が高齢や病気のため後見人としての職務を続けることが困難になったりした場合などです。

後見人を辞任したい場合は、後見人の辞任許可の申立てをしてください。申立ての理由が正当と認められれば、辞任が許可されます。

後見人を辞任したい場合は、なるべく早く裁判所にご相談ください。

2 後任の後見人の選任

後見人が辞任すると、後見人が不在になってしまうので、後見人は、辞任許可の申立てとともに、後任の後見人の選任の申立てをする必要があります（後見人がすでに複数選任され（27頁、Q 1 5）、辞任しても後見人が不在にならない場合を除く）。

後見人が亡くなったり、職務遂行が困難になったりしたとき

万一、未成年者が成人する前に後見人が亡くなった場合や、後見人が高齢や病気のため、職務遂行が困難になった場合などには、身近な方から裁判所にご一報ください。

Q 1 5 後見人を追加して選任してほしいです。どうすればよいですか。

1 申立てによる追加選任

後見人の人数は、一人に限られません。選任の審判と同時に複数の後見人を選任したり、後から追加して選任したりすることができます。後から後見人を追加してほしい場合は、後見人選任の申立てをしてください。

もっとも、選任にあたっては、追加選任の必要性および候補者の適格性の判断をしますので、申立てをすれば必ず認められるとは限りません。追加選任を希望される場合には、事前に裁判所にご相談ください。

2 職権による追加選任

後見人が選任されている場合でも、裁判所が必要と認めるときは、職権で弁護士や司法書士などの専門職後見人を追加して選任することがあります。

例えば、未成年者の財産が多額になったり、未成年者に新たな課題が生じたりして後見人の職務が過重になるなど、一人では未成年者の身上保護または財産管理の職務が十分に果たせず、未成年者の保護が図れないと裁判所が判断した場合です。この場合、裁判所から後見人に対して個別にその旨をご連絡します。

後見人が、専門職後見人の追加選任に反対であっても、未成年者の保護を図り充実させる観点から、裁判所が必要と判断すれば、専門職後見人を追加して選任することがあります。

3 後見事務の形態

後見人が追加選任された場合は、審判の内容により、下記のいずれかの形態で後見事務を遂行することになります。

- (1) 複数の後見人が同じ権限を共同で行使する
- (2) 身上監護については親族後見人が単独で権限を行使し、財産管理の権限については親族後見人と専門職後見人が、同じ権限を各別に、権限を分掌して各別にまたは同じ権限を共同で行使する

なお、専門職後見人が追加して選任された場合には、未成年者の財産の中から、裁判所が決めた額の報酬を支払う必要があります。